

# 低賃金へルパー一定のぬ



「我々は生きぞう」  
「愛人の話を聞け」

7月20日、京都市中心部の河原町通。障害者本人を介助するヘルパーが1層になり、障害者自立支援法の見直しを訴える声があった。焼くつよなは白装の下、約100人が繁華街を行進した。

車イスで参加したさきん(男)は「ヘルパーにたいして死んでしまえ」と書いたプラカードを掲げ、「ヘルパーの時給を上げろ」と言を振り絞った。20歳の時、交通事故で四肢まひになった。8年前に母親をがんで亡くし、04年から市営住宅で一人暮らしを始めた。仕事、トイシなど生活全般を24時間介助を利用する。

この暮らしが今、立ちゆかなくなつてきた。ヘルパーが確保できず、事業所が介助を引き受けなくなったからだ。つてを頼んで、自分でヘルパーを雇うのは、事業所に紹介し、介助を維持する。

それでも月に数百、夜間介助を受けられない日がある。精神のため急に意識が薄らしたり、体調からまく調子が悪くなったりする恐れは絶えずある。ヘルパーがいなければ、死の恐怖におびえる。

市の福祉事務所にヘルパーを探してもらったこともあるが、30を越す事業所から断られ、紹介された事業所も条件が折り合わなかった。

「ヘルパー不足は生存権すら危うい状況だ」  
背景にあるのは、障害者自立支援法の介護報酬の低さだ。特に、重度訪問介護やサービス事業所の間では、十分な賃金が払えないためヘルパーが集められないとの声が強まっている。

京都市障害者保健福祉課によると、「ヘルパーを雇うのが難しい」という利用者の相談はこの1年、自立して増えてきた。斎藤泰樹・住信福祉相談員は「重度訪問介護の報酬は決して十分とは言えず、引き上げを国に求めている」と話す。

この子の手紙には、赤い字で「過労死」と書かれたプラカードを手にした遊佐さん(男)の姿もあった。重度障害者の介助をするヘルパーの集まり「かりん庵」で万人の所得保障を目指す介助者の会（事務局・京都

市)のメンバーだ。低賃金と重労働に耐えられなくなったヘルパーが職場を去り、残った人は過重労働でつよれとつく。遊佐さんらはこの数年、雇われながら事業所を身近に見てきた。市内の事業所に責任者として勤める男性ヘルパー(男)は、デモに参加する予定だったがかなわなかった。遊佐のきかない介助予定があったからだ。

8月、同様の2代女性が「この仕事を続けるのはきついな」と言い残し、看護士を自指すために退職した。7月、2代目の男性職員が過労で入院した。

## 利用者「生存権の危機」■事業所「現場もたない」

人手不足で代役がいなかったため、体調が悪くとも休めない。7月の労働時間は300時間を超えた。休日はほぼ毎日だけ。しかも日曜は夜勤なので「明け済み」になる。この1年、夏休みも正休日をきかず、連休を取った記憶はない。求人をかけても最近問い合わせをもらない。選定も3人サビスの利用申し込みがあるが、人を雇うのめどきえず、断らざるを得ない状態だ。時給は1100円。支援者ができてから1000円上がった。利用者の間を稼働する交通費も足りず、7月は計約を500を

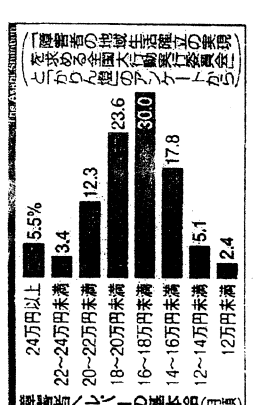
「現場」で出した。残業代は一部もない。賞金の取り方も約200円にとどまる。この事業所では支援者が2人、された06年、介助1時間あたりの平均収入が06年比で約8%、07年比で約12%下がった。いま報酬体系の9割を人件費にまわっており、これ以上の時給引き上げは厳しい。「もう現場もたない。何とか報酬を引き上げてほしい」

かりん庵の遊佐さんは「このままではヘルパーの過労死や重度障害者の死(事故)が起きると心配を鳴らす。

# 真

# 写

若い介助者と一緒に手を運ぶヘルパーの待機所を訴える(中)さん(中) 17日、京都市内



## 過労死水準超す人16.6%

800を越す団体にこころ一障の地域生活確立の実現を求め、全国大行動要請委員会(中)の呼びかけで今年障害者を介助するヘルパー約800人がアンケートした。それによると、月給制で働くヘルパーの基本給は平均18万円。1カ月分以上のボーナスありは、5%(時給ありは11.5%)にとどまった。一方、月の平均労働時間(正職)は194.7時間。過労死

ラインの水準(月80時間の残業)を超すと考えられる「月240時間以上」の人が16.6%いた。実行委員会はさらに特別に07年秋、人材確保をテーマに事業者からアンケートし、全国障害者から回答を得た。それによると、「過労9カ月にヘルパー不足のために新規利用者を断らざるを得なかった」と答える事業者が4分の3に達した。

こうした現状を踏まえ、障害者自立支援法の見直しに関する身長の報告書(07年12月)には、人材確保と事業者の経営安定の観点から、08年4月に報酬を改定することが盛り込まれた。介護の担い手不足は高齢者の分野でも深刻さを増し、社会保障の根柢を揺るがす問題となっている。「介護従事者処遇改善法」が5月に国会で成立したが、身体疲労はまた戻らない。福祉現場の環境を良く止めるために、抜本的対策を急ぐ必要がある。

重度訪問介護 長時間の介助が必要で障害者本人が身体介護、家事援助、移動支援などを一体的に提供する障害者自立支援法のサービス。全国で約7千人(07年12月)が利用する。障害の強度や移動介護の時間に応じて加算がある。改定法以前の「看護報酬制度」時代は、ほぼ同じ支援を「日常生活支援」と「移動介護」のサービス2つの組み合わせで提供していた。NPO法人「中野障害者解放センター」(大阪市)の田嶋典事務局長は「多くの事業所は自立支援法になって1層以上の収入に上がっているはずだと指摘する。

「現場」で出した。残業代は一部もない。賞金の取り方も約200円にとどまる。

この事業所では支援者が2人、された06年、介助1時間あたりの平均収入が06年比で約8%、07年比で約12%下がった。いま報酬体系の9割を人件費にまわっており、これ以上の時給引き上げは厳しい。「もう現場もたない。何とか報酬を引き上げてほしい」

かりん庵の遊佐さんは「このままではヘルパーの過労死や重度障害者の死(事故)が起きると心配を鳴らす。

記事文中の(中)さんについては、ご本人との連絡が間に合いません。記事文中の「重度訪問介護の報酬引き上げを国に要望」とは、大都市の心身障害者(児)福祉社主催課長会議等にふるまを指す。写真にはフェイスの関係で掲載していません。

※引用者注①  
注②  
注③